

令和4年長審第3号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年12月15日10時30分

長崎県島原港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	0.8トン	0.7トン
登 録 長	6.20メートル	6.10メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	30キロワット	
漁船法馬力数		27キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和58年2月に進水し、船体中央部に機関室囲壁を配し、同囲壁左舷後部外面に機関遠隔操縦レバーを設け、舵柄を備え、船尾甲板をオーニングで覆い、一本つり漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年12月15日07時00分島原港を発し、長崎県島原新港北東方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、航行するときには、機関室囲壁後方の甲板下収納庫からGPSプロッター機能付き魚群探知機を取り出して同囲壁右舷後方の甲板に置き、同収納庫のハッチコーミングに木製板を両舷方向に渡し、同板に腰を掛けた姿勢で操縦していた。

a受審人は、07時40分前示漁場に到着し、操業を行ったのち、09時30分島原港東方沖合の漁場に向かい、10時00分同漁場に達し、魚群探知機の画面を見ながら移動する魚群探索と操業を複数回繰り返し、10時28分島原灯台から061度（真方位、以下同じ。）540メートルの地点で、針路を112度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、前示木製板に腰を掛け、手動操舵により進行した。

定針したとき、a受審人は、正船首310メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で

接近する状況であったが、魚群探知機の画面を見ることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、魚群探知機の画面を見ながらBを避けることなく続航し、10時30分島原灯台から079度770メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に前方から68度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、昭和60年3月に進水し、船体中央部に機関室囲壁を配し、同囲壁頂部の蓋の左舷方に機関遠隔操縦レバーを設け、舵柄を備え、船尾甲板をオーニングで覆い、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b 受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、操業の目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.3メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日08時30分島原港を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

b 受審人は、08時45分前示漁場に至り、機関を中立運転として船尾甲板左舷側に腰を下ろし、漁具を左舷側に出して操業を始め、時々機関を使用して移動し、10時00分同漁場で、船首を北方に向けていたとき、Aが自船の船首方から左舷方に向かって南下しているのを初めて認めた。

b 受審人は、操業と移動を続け、10時26分前示衝突地点付近で、船首を北方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、10時28分衝突地点で、船首が000度に向いていたとき、Aが左舷船首68度310メートルのところとなり、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近していることを認めたが、同業者が情報交換を目的として接近しており、いずれ自船付近で停止するものと思い、避航を促す

音響信号を行うことも、更に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく、漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、10時30分僅か前減速する気配を見せずに接近するAに衝突の危険を感じたものの、どうすることもできず、Bは、船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部に修理を要さない擦過傷を生じ、Bは、左舷船尾部防舷材及びオーニング支柱に曲損等を生じたが、のちに修理され、b受審人が全治約2か月の左8、9肋骨骨折及び下顎打撲を負った。

(航法の適用)

本件は、島原港東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、島原港東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、漂泊中のBが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、島原港東方沖合において、魚群探索を行いながら航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべ

き注意義務があった。ところが、同人は、魚群探知機の画面を見ることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、島原港東方沖合において、操業のために漂泊中、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。ところが、同人は、同業者が情報交換を目的として接近しており、いずれ自船付近で停止するものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、同船との衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自らが負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月18日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎